

総務常任委員会

(平成25年11月19日)

○ 毛利彰男委員長

おはようございます。

時間が参りましたので、総務常任委員会を開催いたします。

きょうの予定ですけれども、入札制度、それから、協議会のほうに移りまして、アセットマネジメントと消防力適正配置、これについてご審議をいただきたいと思います。予定時間は一応昼までというふうに考えていますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは入札制度についてですが、これは前回資料請求が出ていましたので、それについての資料の説明、そして質疑応答という形で進めさせていただきます。

まず、総務部長よりご挨拶をいただきます。

○ 秦総務部長

皆さん、おはようございます。

本日は、前回に引き続きまして入札制度についてご審議をいただきます。前回熱心にご協議をいただきまして、何点か資料のご請求もいただいております。まず、その部分について説明させていただいた後にご協議をいただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。

それでは、説明をお願いします。

○ 森調達契約課長

調達契約課の森でございます。よろしく申し上げます。

資料のほうですが、お手元にお配りをしております入札制度についてというところでございます。1ページから3ページにつきましては、昨年7月の総務常任委員会所管事務調査資料を再掲させていただいておりますので、一部の議員の皆様には繰り返しの説明となりますが、ご容赦いただきまして簡単に説明をさせていただきたいと思います。

1 ページ、2 ページは本市の主な入札制度の改善の推移でございます。本市の入札制度におきましては、これまで入札の透明性、公正性、競争性を高めることを理念といたしまして改善に取り組んでまいりました。その中身でございますが、まず、平成6年に、それまでの指名競争から一般競争入札の試行を開始したというところでございます。平成9年には4月、9月にそれぞれ対象金額を定めまして、その範囲を拡大してきたという流れがございます。その後、平成12、13年度とさらに対象範囲を拡大しながら、平成14年度からは、建設工事につきましては原則50万円以上、営繕系は100万円以上は全て一般競争入札に切りかえるということをごさいますして、これが現在にまで至っているところでございます。また、測量調査設計業務につきましては、平成20年度に50万円以上は全て原則一般競争入札ということにしております。それが現在まで至っているところでございます。

次に2列目、3列目の予定価格と最低制限価格ですが、平成10年に国の中央建設業審議会の建議を受けまして、不正な入札の抑止力と積算の妥当性の向上に資することを期待するというような形で、それまで入札の前後にかかわらず公表していなかったものを、それぞれ事後の公表に踏み切り、そして、予定価格につきましては、1月に不正な動きの抑止を目的に試行的に事前公表をしております。平成11年度は最低制限価格の事前公表を予定価格に合わせまして試行的に行っております。なお、この最低制限価格につきましては、抽せんによる落札決定の増加の中で平成13年度に事前公表を取りやめております。

次に、表の一番右端になりますが、主な改善点の一部を紹介いたしますと、平成14年度から地域補正というものを導入いたしました。これは前年の入札結果に基づきまして、建設工事、また、測量調査設計業務の落札率を四日市価格といいますが、当時、国、県の単価による設計に測量調査設計業務で90%、建設工事は93%を掛けて設定してきたという内容のものでございます。この地域補正は平成20年度に廃止し希望価格制度と形を変えましたが、翌平成21年度にはいずれも公契連モデルの最低制限価格算出式の導入に合わせて廃止をしております。

このほか、平成14年度には事務の省力化と入札参加者間のトラブル防止を目的としまして、それまでの面前での入札を郵便による入札に切りかえております。また、現在対象範囲の拡大に努めております総合評価方式の試行ですが、こちらも公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を受けまして始めたのが平成20年度になります。

次に、最低制限価格の算出方法の変遷につきまして詳しく3ページにまとめております。時系列で見ますと、左から右へ動いている表になっております。一番左端ですが、平成15

年4月から平成20年3月まで、率抽せん方式という内容で行っておりました。これは公告の際に最低制限価格の欄にパーセントの幅だけを示しまして、開札当日、立会人によるくじによって最低制限価格の率を決定し、その率を予定価格に掛けまして金額を決めるという方式でございます。中段に算出例を挙げておりますが、具体的な例として、例えば、予定価格を1億5000万円とした場合、81%から82.99%と公告の際に設定をいたします。これを当日、3社の立会人に1の位、少数第1位、少数第2位をそれぞれくじを引いていただきまして、この例ですと81.57%、これを予定価格に掛けまして1億2235万5000円と、これが最低制限価格になるというふうな方式をとっていたということでございます。この方式によりまして、メリットとしましては事前に最低制限価格がわからないということがございまして、抽せんとなることはほとんど見られませんでした。その一方で、最低制限価格そのものがくじで決定されるということで、落札が極めて偶然性の高いものになってしまうといったデメリットがございまして。

それを受けまして、平成20年4月から2年間、変動型というものを採用いたしました。真ん中の欄になりまして、その中段に算出例を示してございますが、変動型というのは業者さんが出された入札金額の平均をとって最低制限価格を決めていく方式でございます。この例でいきますと、先ほどと同じ予定価格で最低制限価格が1億1870万円となっておりますが、現実、この方式を採用した結果、競争が激化いたしまして、予定価格に対する入札の金額が非常に低価格になってきまして、全体に低価格ということですので、その平均をとると最低制限価格が非常に低くなり、落札価格もダンピングするという問題が生じました。これが下にございますデメリットでございます。価格競争が激化することによって結果として工事の品質に問題があるということがございました。メリッ的には業者さんが見積もった実行予算から導き出されるという側面もあったのですが、それ以上に低価格が問題になってきたという経緯でございます。

これを受けまして、現在の制度である中央公契連モデルに変えてまいりました。一番右端となりますが、土木工事を例に挙げておりますが、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、それぞれに率を掛けまして計算して導き出すというものでございまして、例でいきますと1億2950万円ということでございます。この方式によるメリットとしましては、算定根拠が明確であること、業者さんの積算能力の向上が結果として反映されるということでございますけれども、計算上、最低制限価格が算出できるため同額の抽せんが発生するということが現在の大きな課題になっているところでございます。

次に、4ページのほうをごらんください。こちらは前回の資料の8ページでお示しをしました平成25年4月から9月までの総合評価方式による入札結果明細のうち、朝日町ポンプ場機械設備工事の各評価点の明細でございます。縦軸が業者名、横軸がそれぞれの評価点となっております。例えば一番上の業者さんを見ていただきますと、トータルの評価値、これは後に説明する価格評価点と技術評価点の合計値になりますが、これが100点満点のうち、この業者さんですと86.28855点となっております。この評価値が一番高いものが落札者となります。

その右の欄をずっと見ていただきますと、まず、そのすぐ右の欄が同社が入札した入札金額3億6010万円、この金額を規定の算出方式で計算したものがその右の価格評価点69.08855点、こちらは満点が70点となっております。その右の17.2点というのが技術評価点で30点満点の内数ということになりますが、そこから右が技術評価点17.2点の内訳となります。

まず、地域要件として、工事地域への精通度の評価となる本店が市内にあるかないか。次に、市内での工事施工実績があるかないか。

そして、その次からが企業要件となりますが、まず、本市発注の機械器具設置工事における過去5年間の平均の工事成績が75点以上であれば2点、70点から75点未満であれば1点、70点未満もしくは実績がないものは0点となります。

その次が、本市における優良工事表彰の実績があるかないかといったところで、機械器具設置工事であれば2点、その他の業種であれば1点、なければ0点となります。

その次が、平成13年度以降における同種類別の工事实績があるかないかといったところで、今回の場合は表の下、欄外のほうに書いてございますが、公共発注の1契約5000万円以上で800mm以上の立軸斜流ポンプ設備、またはコラム式水中斜流ポンプ設備を元請として製作、または据えつけた実績があれば2点、同種の設備で500mm以上のいわゆる類似工事の実績があれば1点の加点となります。

次からが地域社会貢献度の評価ということで、まず障害者雇用の有無という形になりますが、法定雇用率が達成されているか、もしくは法による義務づけがない企業につきましては、1名雇用されていれば1点の加点となります。

次が、次世代育成支援活動実績の有無ということで、育児休業制度が就業規則等で規定されていれば1点の加点となります。

また次に、本市と災害協定を締結していただければ1点の加点となります。

さらに、次のISO認証につきましても取得されておれば1点の加点となります。

次に地元業者施工率ですが、市内業者による元請及び1次下請施工率が全体の80%以上であれば1点の加点となります。

その次が安全衛生管理の視点での評価ですが、労働安全衛生マネジメントシステム認証があれば1点の加点となります。

その次の欄が技術者要件となりますが、この工事に配置する技術者の施工実績として、先ほどの企業に求める内容と同様で、同種工事があれば3点、類似工事があれば2点となります。なお、この場合、会社内に実績を持つ技術者がいても当該工事に配置できなければ認められません。

最後に一番右端になりますが、技術力の評価として施工上の課題に関する工夫についての技術提案が、10点満点のうちこの業者さんの場合は9.2点、そして、技術提案書に関するヒアリングとして3点満点のうち2点というのがこの業者さんの内訳となります。

ちなみに施工実績につきましては、この評価項目とは別に入札参加資格条件としても別途求めております。それが一番下に記載してあるものでございますが、平成13年度以降に雨水排水用の立軸斜流ポンプ設備、またはコラム式水中斜流設備を、元請または1次下請として製作、または据えつけた実績としております。

では、最後になりますが、5ページをお開きください。こちらは上下水道局発注の大規模な、ここでは5000万円以上のものを抽出いたしました。ポンプ設備工事の入札条件をまとめております。平成20年度以降で8件ございましたが、本庁での発注はございませんでした。

主なものを紹介いたしますと、2番目にごございます平成21年度発注の塩浜第3ポンプ場No.3雨水ポンプ設備工事をごらんください。契約金額が2億6218万5000円、工事概要は1800mmのポンプと原動機、減速機、吐出弁の整備でございます。入札参加資格条件としては、工事概要の半分である900mm以上の立軸斜流ポンプの製作または据えつけについて元請または1次下請の実績があることとしております。また、特定建設業の許可を有し、予定価格以上、この場合3億8174万5000円以上の完成工事高があること。さらに市外業者は経営事項審査の総合評価値が900点以上であることとしております。表では、その右に落札業者名、入札参加業者数、そして入札参加者の名前を記載しております。なお、括弧書きでメーカー、代理店について示しております。こちらは上下水道局施設課及び私のほうで把握できる範囲での情報ということで参考としてご理解ください。

さて、基本的な参加資格の考え方につきましては、まず、特定建設業の許可については3000万円以上の下請契約をするときに建築業法上必要となるものですが、大規模な工事の場合、3000万円以上の下請契約となることが多いこと、そして、予定価格以上の完成工事高と同様に、一つの企業力、施工能力の目安として求めておるところでございます。

また、経営事項審査の総合評価値を求めるのも同様の理由ですが、市内業者への入札参加機会の拡大という視点から、市内と市外では差をつけております。ただし、入札への門戸は広げるものの、工事品質の確保は必要となりますので、発注工事の規模の半分程度の規模の同種工事実績を別途求めておるところでございます。

資料説明のほうは以上でございますが、入札制度におきましては総合評価方式の評価項目の配点による落札業者の偏りでありますとか、抽せんによる落札決定の状況、また丁寧な施工を求めるためのより地域性の高い事業者への発注の必要性など、多くの課題を前回からもご意見をいただいております、私どものほうでも認識をしておるところでございますが、来年度の制度改正に向けましては業界団体との意見交換、庁内での議論も始めておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

以上でございます。

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。

請求のありました資料の説明は以上のとおりでございます。議員の皆様方よりご質疑をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○ 森 康哲委員

4ページのポンプ場の工事に対しての入札の細目なんですけれども、企業要件の中の次世代育成の有無というところで育児という説明がありましたけれども、それ以外には評価はしないんですか。次世代企業要件として次世代の人を育てるわけですわな。育児制度だけなんですか。

○ 森調達契約課長

はい。現状ではその項目だけです。

○ 森 康哲委員

例えば、技術者が何名って、Aランクには何名以上、Bランクの業者には何名以上って、1級の人何名、2級の人何名ってあると思うんですけども、年齢別には分かれていないんですか。

○ 森調達契約課長

年齢別には分かれてございません。

○ 森 康哲委員

というのは、若い30代、40代の技術者を抱えている業者さんと、60歳以上の一度リタイアした人を抱えている業者さんと一緒なのかと。次世代の育成という観点から見ると差をつけるべきじゃないかなという考えもあると思うんですが、その辺、見方を変えて点数化するという考えはないんでしょうかね。

○ 森調達契約課長

森委員のほうからは、以前から建設業界の若手を育てる方向というのを十分ご指摘いただいております、実はこれ全国的にも問題になっておるところで、四日市としてもかなり急務になっておるところでございます。今後、その辺をどういうふうに工夫していくかというのは検討するところなんです、1点、今年度、この6月の改正におきまして、若手技術者の方々の実績もできるだけ可能になるように、総合評価方式のほうで、従前、主任技術者でなければ一つの実績として認めていなかったものを、いわゆる現場代理人でも主任技術者と同等の現場に関与した者であれば同等の実績として認めるというふうな形で、若い方は大現場代理人にしかねないんですが、そういう方の実績を求めていくというふうで少し着手をしたところではありますけれども、今後そういった点数化のことも含めまして検討を進めてまいりたいと思います。

○ 森 康哲委員

以前の抽せん方式で20社、30社、抽せんと同じ金額を出すという議論をしましたがけれども、少し変わってきているのかなと思うんですが、今現在の現状を少し教えていただけますか。

○ 森調達契約課長

入札参加業者数という考え方でよろしいですかね。入札参加業者数につきましては、確かに全国的な傾向もあるんですが、四日市におきましても昨年度の同時期と比較しますと、一つの入札に対する参加業者数というのは、例えば、特に土木のD、Eランク、下位ランクですと平均で10社程度減ってきております。それでも、現状は現在の参加業者さんでの抽せんというのは状況は変わっておりませんが、参加者数としては減っておる状況がございます。

○ 森 康哲委員

県内では、津市のサオリーナでしたっけ。あれも入札不調で応札者がいないという現状があるんですけれども、四日市市内の大規模工事、Aランクの対象の工事でもそういうのが出てきているのかなと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○ 森調達契約課長

入札参加者がいなくて不調になったケースというのが、大規模なものでいきますと小生町の跨線橋が近鉄絡みのところになりますので、いわゆる近鉄の許可を受けた業者さんでないと施工ができないんですが、それが1件不調になっております。これが3300万円ほどなのですが、それ以外に不調というのがことし6件出ておりますが、これは金額的には数百万円程度の特種なしゅんせつ工事でありますとか、それから、建築も結構設計が厳しくなっておりますので、そのあたりが不調という形で、コンサルと合わせて合計6件、さらに先ほどの跨線橋で1件で7件で不調が出ております。

○ 森 康哲委員

公共工事だと、期間的なものや、技術者要件とか、かなり民間に比べて厳しい面があって、民間需要が出てきた今現在、やはり業者さんのほうがそちらへ流れている傾向があると思うんですよね。そうすると入札の方式も、ずっと平成6年から説明していただいた流れの中で、やはりここでもう少し工夫して変えていく方向でやっていかないかなのかなと。公共工事として安全な工事の担保と、いいものをつくってもらう、そして、業者育成という観点からすると今の入札制度では参加しづらいのかなという。これは全国的なことになってくると思うんですけれども、四日市としてもやっぱり考えていくべきだと思うので、

その辺やはりどうしていくのがいいのかなと。

例えば前も提案したと思うんですけども、総合評価方式でも、一度落札した業者は年に2本までとか、同じ業者が何本もとっていくというのもやはり参加意欲をそぐことになるもので、そういうのも考えていくべきだと思うんですけども、その辺のお考えというのはまとまってきたんですか。

○ 森調達契約課長

先ほどご提案いただいた、いわゆる取り抜けと言われるものですが、全国的にも着手しておる自治体もございまして、ただ、私どものほうの整理としては、それぞれの企業力にかなり差があるものですから、保有する技術者数も違うので一概に何件で取り抜けという仕切りがしにくいという問題があります。ただ、今、方向性は出ておりませんが、来年に向けて検討は進めております。おっしゃられるように入札そのものが、よく生き物と言われますけれども、その状況に合わせまして改善は進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 毛利彰男委員長

他にございませんか。

○ 石川勝彦委員

何点かお尋ねしたいと思います。現行制度についてご説明いただきましたが、前もお話ししましたが、同額の入札により抽せんが発生するというので、今、森委員のほうからも指摘がありましたというのと重なっていく部分もありますが、落札する件数が偶然に多いという場合、これはやっぱりある程度、今、森委員は2件というふうに言われましたけれども、この辺のところを制限して辞退を申し入れるという方法をとっていかないと、入札ですからしっかりと公正なやり方をしているというふうには言えますが、全市的な面、あるいは事業全体のことを言えば、ある程度バランスをとった形で、それぞれ生きるか死ぬかというところもあるでしょうが、いろんな業者を育てていくという意味もあるし、やはり継続的に本市の事業をやっていただくということで、そういう意欲を持って参加されておるわけですから、その辺のところも考える必要があるのではないかと思うんですよね。前も言いましたけれども、抽せんで労せずして落札するというので、いろいろな条件、

その後の4ページの中で、技術評価とか、あるいは企業要件とか超えたものを全てクリアして逆転する場合もあろうかと思うんですが、この辺のところと調整しながらやっていくのはどうかなということが一つ。

それから、4ページのほうの価格評価が70点、技術評価が30点と、そして、その隣にある技術評価の配点の中に企業要件、あるいは技術力、技術者要件というのがございますが、この辺のところはかなり厳しいんじゃないかなという感じはするんですよね。今現在、そう技術者がふえていないんですよね。廃業するというよりも休業している状態のところも多いし、技術者が若かったり高齢化が進んでいたりということで非常に業界自体アンバランスの状況にあるんですよね。非常に中で苦勞している部分があると思うんです。だから、この辺のところをもう少し、2点、1点、0点とか、この辺のところ差をつけると、技術評価が30点というのはやや心配な部分もあるわけですけども、その辺についてどうかなというふうに今お聞きしておいて思うんですが、この現状の総合評価方式について何ら検討していく余地はないのかどうかということ。

それから、5ページのところで、最後に言われました事業者との意見交換をしていると。庁内でも調査をしているということですが、前回もお話ししましたように不調というのが非常に多いわけですね。不調対策についてどう思うかということについて、先ほど申し上げましたこととあわせて、それぞれお答えいただきたいと思います。

○ 森調達契約課長

3点ご質問いただきまして、取り抜けのこと、総合評価方式の配点バランスの見直し、不調が出てくることへの対策ということであったと思います。

まず、取り抜けに当たりましては、森委員からのご質問にもご答弁申し上げましたけれども、現状の状況を踏まえまして、公正性、透明性、競争性を担保した上での取り抜け制度が適用できるかどうかというふうなことで検討を進めてまいりたいと思います。

また、2点目の総合評価の配点バランスにつきましては、本年6月でも配点バランスの改正をしておるところですけども、今後につきましても、例えば技術力というのが一番その工事に対する業者さんの意欲になっているところで、そのほかの企業要件というのはもともと業者さんが持つておる点数ですので、もうそれ以上どうしようもない部分であるところということで、技術力のほうの配分を膨らませることでいろんな逆転効果が生まれてくるのではないかと、その業者の施工能力も十分にはかかれるのではないかとこのところを

前提に改善の見直しを始めたい。現在会議を始めておりますけれども、見直しを進めてまいりたいというふうに思います。

それから、3点目の不調対策、これが一番具体的な対策が現状では難しいところなんです。先ほど申しましたように既に7件の不調が出てきておりますので、現状では不調となった場合は対象範囲を拡大いたしまして広く業者さんを募っていくというところでの対応となっておりますけれども、これも新しい方策、全国的な状況とか情報も集めまして新たな対策は考えていきたいというふうに思います。

○ 石川勝彦委員

一番目のほう、検討を進めるということですが、これから進めるのか、あるいは、検討していただいております中で、検討というにはいろいろとあろうと思いますが、こんなことも、こういうことも、こういうことも考えておるんだと、だから、こういう方向でいく可能性と、可能性まで言っていたかなくていいですから、どのようなところまで検討されているのか、その点を教えていただきたい。

それから、2番目のところは技術力を膨らませるということですが、技術力というとは必ず技術力ですけれども、幅の広いものがあると思うんですね。だから、その辺のところ、70点、30点というのをどの辺まで改善する方向で考えておられるか、その辺のところを聞かせていただきたい。

それから、不調の場合、今のようなお話ですが、この辺は大事な問題なんですよ。最終的に出口の部分で大事な部分だと思います。そして、目的どおりに事業が進まないということがありますので、その辺のところをもう少し具体的に、今はどこでも通じるような話だと思うんですね。

もう少し一歩踏み込んだ答弁をそれぞれお答えいただけませんか。

○ 森調達契約課長

まず、取り抜けについてどこまで検討しておるのかといったところでございますが、これは昨年の所管事務調査のほうでもご指摘をいただきまして、当時から議論しておるところなんです。先ほどちょっとご答弁申し上げたように、取り抜けに関しては基本的にその企業力の技術者数であるとか企業体力に差異がかなりございますので、一律に何本とったら抜けるというような制度には理解が得にくいという中で、昨年の方は継続案件とし

て整理してきました。引き続き、ことしにつきましても同じような内容で検討はしておりますけれども、現状としては各自治体、いわゆる取り抜けを採用しておる自治体がどのような形でやっておるのかというところの情報収集のところでございます。

例えば新潟市なんかも取り抜けを始めておるんですが、あちらの場合ですと月2億円から3億円以上を2本とると取り抜けという形でして、四日市に当てはめるとそういうの自体がないものですから、なかなかその辺の金額というのが、いわゆる取り抜け制度があるものの、その取り抜けが適用されておる自治体が余りない自治体が多いように見えます。その辺の状況の中で今検討を進めておるというところでございます。

次に、2点目の価格評価点と技術評価点が7対3の割合になりますが、それをどこまで持っていく意向であるのかというところですが、正直言いまして、これはまだ白紙です。5対5がいいのかという声もありますけれども、この辺、そもそも総合評価方式につきましては国が示しておるガイドラインがベースとなっておりますので、このあたりは国、県等の情報も集めながら整理をしていきたいというふうに思います。

3点目の不調対策は、なかなか答えるのが難しいところなんですけど、正直、先ほど申し上げましたように、まずは一般競争入札の参加資格の対象範囲の拡大という形で現状は対応ができております。今後、それでも対応ができてこないときにどうするかというところは、急務ではあるんですが現状では妙案がございません。全国でもまだ特に聞くところはないところです。早急に検討はしていきたいと思っております。

○ 石川勝彦委員

2番、3番目はもう改めて聞いても答えは出てこないと思いますが、1番目のところ、情報収集しておるといことですが、外部の情報としてとっているのか、それとも、それぞれ企業を研究するということは、企業の中へ入っていろんな情報をとらないと本当の情報をとることにはならないと思うんですよね。何社を目指して、どういうふうな形で手分けして、例えばいろんな項目を設けて、そして入っていかないと、継続案件としておって、平成25年度もそうだ、平成26年度もそうだというようなことで引きずってきておるわけでしょう。いつまでたってもそんな状態で、外からの情報を集めておるような状態では本当のことはわからんと思うんですよね。中へ入って人と接して、上手に、何と言いますか、隠すということではないけれども、全体の玉虫色で聞かせていただく形であれ、会社へ入って、例えば夕方とか、あるいは朝とかに入っていけば、どういう雰囲気かわかりますよ

ね。だから、その辺のところをつかんでいって会社の実情というものをつかんでいくことができる一つのきっかけになり、それから、もろもろの情報がこういう形でこの情報がこういう形で反映されているのかというふうな形でキャッチしないと、継続案件はいつまでたっても継続ですよ。いつ一応のめどがつくんですかね。だから、その辺のところをしっかりとやっていただかないと、いつまでたってもこの問題は前へ進まないと思うんですよ。いかがですか。

○ 森調達契約課長

継続案件とは申しあげましたけれども、この取り分けについては、昨年度の場合は一旦は導入すべきではないという判断をした上での継続という意味です。入札を取り巻く状況というのは毎年のように変わっていきますので、それに応じて必要があれば採用するという意味での継続という形で一旦の判断はしております。

ことしにつきましても、昨年そういう判断をしたんだからもう一切そういうことは考えないというものではなくて、そのものも視野に入れながら検討していくというふうな考え方でおります。

○ 石川勝彦委員

最後にしますが、入札そのものはいつまでたっても難しい問題で、これという決定的なものはないと思うんですね。だから、どこへ行っても何も情報が入らないし、よく似た状況で全然これというめどがつかない、具体的な形もできてこないということです。だから、もっともっと真剣になって汗を流していただかないと。机上で物事を考えて業者を分析していただいたり、出された書類で判断をするというようなことであってはいつまでたってもいい方向性というのは見出せないと思うんですよ。だから、そういう努力をしていただくことが調達契約課として本来あるべき姿であるならば、現在は本来あるべき状況ではなからうかと思えます。もっとやっぱり汗を流していただきたいと。このように申し上げて終わります。

○ 荒木美幸委員

企業要件の考え方で一つお聞きしたいと思えます。先ほど技術力に比べて余り企業の努力が伝わりにくいという趣旨の話になったかと思うんですが、この中で地域社会貢献度、

つまり、今、企業はCSRということでやはり社会にどう貢献していくかというそういった方向で進んでいく中で、その一つとして、これは先ほど森委員がおっしゃった次世代育成にもつながるかと思うんですが、女性の活躍推進という視点、こういったことをそういったCSRにもしっかりと位置づけている企業がふえてきております。この入札にかかわる業界というのは非常に女性の活躍がしづらい業界でもありますけれども、今いろんな事例がありまして活躍をしている企業も非常に多いんですね。そういった視点をこれからの判断の一つの要素として取り入れていくといったようなお考えはないでしょうか。

○ 森調達契約課長

地域貢献度の項目につきましても、検討課題ばかりで申しわけないんですが、これも大きな検討課題として認識しておりまして、その女性の活用の問題、今課題で上がっているのが障害者雇用も課題では上がっておるんですが、ちょっと逆の考えなんです、実は実際の障害者の皆様が建設業界で働くニーズを持っておるかどうかというところが、業界のほうからはなかなかそううまくニーズ、シーズがうまくいっていないと。無理に企業要件で評価項目に上げて、なかなかその辺、本当の思いとマッチしていないんじゃないかというような声も聞いておるんですが、その辺、男女雇用の問題も合わせまして今後検討していきたいというふうに思います。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。実は、毎年県が行っています男女が生き生きと働く企業の表彰、四日市でも同じようなものがあると思うんですが、これで毎回良い評価を得ている企業が、南のほうの企業なんですけど建設関係の会社であるんです。現場監督が若い女性の方なんです。あるいは使う機械、例えばトラクターとかいろんなものを女性仕様にして女性が使いやすい機械を取り入れたりとか、いろんな工夫をしていらっしゃるって、結果として、そういった女性、例えば20代の女性の現場監督さんがいらっしゃる企業があるんですが、それをインターネットで見た若い方たちが、こういった女性が活躍できる場がある、建築会社があるんだということで新しい雇用につながっていくというすごくいい循環が働いている企業が実際あるんですね。やはり女性の職域とか、それから職種が非常に限られてくる中で、建設業界こそそういった新しい視点を入れていかれると、また違った企業の活性化につながっていくと思いますし、実際に四日市の企業でも、今役員の方が女性とか、その

方はやはり昔からトラックに乗りながら現場で本当に活躍をされて今も社長の片腕としてやっていたらっしゃるという方もいらっしゃるんですね。

今、障害者雇用が非常に難しいというお話がありましたけれども、女性の視点ということでそういった職域拡大、職種拡大の視点から、やはりそういう取り組みをしている企業もやはり評価をしていく時代に入ってきているのではないかなと感じますので、そういった視点も今後これから検討材料の中に入れていただければなというふうに提案をさせていただきます。

○ 森調達契約課長

冒頭に森委員からも話がありましたが、今、建設業界の若者離れというところで、そういった若者を集める視点と同様に、そういった女性の方々も参画できるような形を、業界との話し合いの中でも申し上げていながら、こういった入札制度の中でも勘案できるものにつきましては検討していきたいと思います。

○ 中村久雄委員

石川委員の質問に参例させていただきます。

入札が不調の場合、参加資格の拡大をして対応できているよというところですけども、それは具体的にどういう参加資格を拡大しているのかという点と、あと、業者さんとの意見交換をしていると。今も1件、障害者雇用のところで業者の思いも聞いたという話をご紹介いただきましたが、どういうものを業者さんが求めているのかというのをちょっと教えてほしいなど。

○ 森調達契約課長

まず、不調の場合の参加条件の拡大ですけど、これはケース・バイ・ケースなんですが、一番多いパターンは、地域要件を条件に求めますので、市内に本店を有することといった場合で参加者がいなかった場合は、それを県内本店、もしくは全国区、住所要件を求めないような形での拾い方を行います。形としてはそれが一番多いと思います。

それから業者さんとの意見交換、これは多岐にわたるんですが、今回、10月でしたか、直近でやった意見交換の中では、業者さんのほうも総合評価方式に内容を絞り込んでみえたので、その内容に終始をしておりますけれども、思いとしては先ほど申し上げましたが、

企業にとって固定されておる企業要件、いわゆる施工実績とか、そういうものだけに偏らずに、自分たちのそのときの工事に対する意欲でありますとか工夫が評価されるような技術力の配点のボリュームをふやしてほしいというようなニーズがございました。

それから、先ほど来出ておりますように、いわゆる障害者雇用でありますとか、次世代育成のあたり、その辺の工夫というのを考えてほしいというようなニーズもございます。主にはそういったところですね。

○ 中村久雄委員

ありがとうございます。参加資格の拡大ですが、4ページの一番下の評価項目以外の入札参加資格はもうこのまま、これはもう絶対このままという理解でいいですね。

○ 森調達契約課長

これだけを見ると基本このままです。ただ、状況に応じて、工事担当課との協議の中で、もう少しハードルを下げても工事の品質が担保できるということであれば、そこも検討には入れますけれども、余りそこを変えるということはないと思いますね。

○ 竹野兼主委員

関連で、企業要件のところを確認したいんですが、優良工事表彰の有無という部分ですが、これって制度がいろいろと変わってくる中で、変動型から現行制度に変わるに当たって、点数の配分、2点という数字が高いのか小さいのかわからないんですけれども、変動型の場合の時点で、くじ引きで当たらなければ優良表彰を受けるための工事に入れない状況というのはありますよね。意味、わかるかな。その状況がこのまま継続して来ているものなのかどうなのかというのをまず確認したい。可能性としてはそういう部分があるのではないかなというふうに思っているんですけど、その点について今の現状をどのように認識されているのか教えていただきたいんですけど。

○ 石田検査監

今のご質問は、優良表彰を受けようとするとう工事の実績を積まなければならないが、くじ引きの中でなかなか受注の機会が少なくなっていており、優良表彰の点数がつきにくくなっている状況ではないかというご質問と理解させていただいてよろしいでしょうか。

○ 竹野兼主委員

そうです。

○ 石田検査監

実は業界の方とのお話し合いの中でそういった声も出てきております。非常にくじ引きが多いので実績が積めないんだという声も聞いております。そういったところも含めて今のくじ引きを減らしていくというところにもつながっていくのかなというところで、入札制度自身の改善というのを進めていかなければならないのかなと捉えています。

○ 竹野兼主委員

業者さんとの話があるというのわかりました。企業要件の部分で、先ほども話のあった技術力を高めてほしいとかという状況を含めると、確かに優良工事表彰は、市のほうですごくきちっとした工事をしていただいたという部分での表彰なんですけど、今言われるように環境がなかなか整わない状況で、もっとシンプルに優良工事表彰の有無の部分に配点することは本当にいいのかなと。工事さえとれば表彰を受けられる可能性はあるので、今の環境の中で表彰をこの項目の中に入れるのは本当に適切なのかなという少し疑問があったので、一度これについては指摘をしておきたいということです。

○ 石田検査監

業者さんからは、総合評価でどこで差をつけていくんだと。技術力や、自分たちの意欲というところを提案の中で認めていただきたい。それと、実績として、やはり自分のところの企業はこれだけ優良な企業なんだというようなところを実績として示したいという声をいただいています。やはり総合評価の対象になっていきますのはAランクの業者さんから上になってしまうんですけども、そういったところで、自分がとった現場については必ずこういった部分で点数の対象になるような中での体制であったりとか、そういった部分について非常にモチベーションを高く持っていただけて施工していただいているという現状もございます。ただ、この配点、30点の中の2点をこのまま行くのかどうかという部分につきましては、やはり総合評価方式自体、国のほうもずっと拡大してきておまして、やはりいろんな問題点が出てきている中で、国、県、市、私どももそうですけれども、この配点については絶えず見直しをさせていただいております。昨今の状況の中でいきます

と、やはり総合評価の中で、企業要件、技術者要件という技術力というところが非常にそういったところで縛りが高いということです。

そういう中で問題として起こっていますのは、やはり企業要件の部分で、荒木委員おっしゃっていただいた社会貢献度という部分につきましても、会社としてそれだけ優良な企業なんだというようなところは認めてほしいというような声も聞いております。それをしていきますと、やはり企業としての体制がそろっているところに偏ってしまうということも問題として提起も受けておりますし、技術者要件の部分を高めていきますと、今度は森委員がおっしゃっていただいた若手育成という部分で、どうしても実績があるところというところへの固定につながっていくというようなところで、技術者要件を高めていきますと、それも高齢者の担当の部分に偏っていく。企業要件を高めていきますと固定した企業に行ってしまうというところのバランスのとり方が、やはり国にしても県にしてもそのところは今非常に悩ましいところで、絶えずそういった見直しをかけております。

私どもとしては、森課長が申し上げたように全国的な部分での動向を見きわめながら、最良な方法を今いろんな協会の方とのご意見も聞きながら、見直せるところは見直していきたいということから、平成24年から平成25年にかけても、実は私ども平成24年度に話を内部的にもさせていただいて、この配点の部分につきましても大分技術力のほうにバランスを置いたような形で配点がえをさせていただいたというような取り組みはさせていただいておるところでございます。

○ 竹野兼主委員

石川委員や各委員の皆さんの質問に対して答えられている原課のほうも本当に悩ましい部分なんだろうなというのは改めて思うところです。その中で、今、石田さんが言われるみたいに、国、県も確かに重要なんですけど、大きな方向性は国、県なのかもしれないんですけど、四日市という地域を一番わかっているのはやっぱり四日市の行政だと思うので、そのところの柔軟性というのはぜひお願いしていきたいと思います。

それともう一つは、これ、どうしても入札制度という大きな金額のところの部分に目が行きがちだと思うんですけど、1ページ、2ページのところで平成14年度の1月から建設工事50万円以上、営繕工事は100万円以上は一般競争入札になったという部分ですけれども、これ、監査の指摘の中に、50万円を超えないように四十何万円を二つにして入札にかからないような形にしている、一般競争入札に本来ならすべきだったんじゃないかとい

う指摘があるのは多分ご存じだと思います。平成14年度からこれがずっと10年近く続いてきて、そういう指摘をされるような状況があるわけですが、中小零細の事業所が大変厳しい状況にあるのではないかなというふうに思う中で、そういう地域性で、本当にその地域で貢献してもらっている企業にお願いをするみたいな、少し公平性に欠けているという意味じゃなくて、地域性で貢献してもらっている部分に対しての、何て言ったらいいのかな、ごめんなさい、ちょっと言い方は申しわけないんですけど、そういう部分の中で、平成14年度からのこの50万円、100万円が本当に一般競争入札とするのに適正な金額なのか。これはもう全く見直す状況ではないのかというのだけ少しお尋ねしたいんですけど。

意味、わかってもらえるかな。

○ 森調達契約課長

この50万円、100万円という仕切りというのは、市の規則のほうで契約事務自体を調達契約課でやるか各原課でやるかという境目でございます。この当時、調達契約課でやる分については全て基本的には一般競争入札でやろうと。この当時、入札の透明性、競争性というのが一番うたわれていたところで、そういうふうに切りかえておるところです。

50万円未満のものについては、各原課契約と呼んでおりますが、原課の所属長によって責任を持って契約事務をやると。対応としては随意契約で、随意契約の見積もり合わせでやるというようなところで仕切られております。ただ、その中でもより競争性を担保する必要があるんじゃないか、公正性が要るんじゃないかという中で、50万円未満につきましても、冒頭、竹野委員がご指摘されたような50万円未満になるように割るとかそういう事態を回避するためもございまして、50万円未満のものにつきましても随時発注するような修繕工事的なものとか除草工事につきましても、ある程度の一定期間の単価契約というものを結びまして、一般競争入札を行いまして、案件が起きたごとに一般競争で落札した業者さんに随時発注をしていくと。ある程度一定額の発注が終わった時点でまた次の入札に切りかえるというような仕組みをつくってまいりました。

委員がおっしゃられたのは、小規模なものについてはもう少し地域でいろんな協力、災害の協力等は地元での協力をさせていただいておる業者さんに対しての考え方というのがないかというようなところだと思うんですが、これは森委員のほうからもいろいろご指摘を従前からいただいておりますけれども、その辺、今までは競争性という意味合いの中でどんどん一般競争入札を拡大していきまされたけれども、そういった地域に貢献していた

だいておる方について、いかに入札制度の中で考えていくというのは実際難しいんですね。その辺をどう工夫していくかということについて、一つの方法として指名競争にもう一遍戻すというようなこともあるのかもわかりませんが、この辺は十分考慮して熟慮して検討する必要があると思いますので、ちょっとそんなことをご理解をいただきたいと思っています。

○ 竹野兼主委員

ちょっと言い回しがうまくできなくて申しわけなかったんですけど、森委員が指摘されておるといその地域性、さっきも言いましたけど、大きなところの部分のところでも国、県でと言われましたが、四日市としてはどういうふうな方向性なのか。監査で指摘されたところは、例えば保育園とか幼稚園の小規模の改善みたいな工事のところだと記憶しているんですけども、そこの部分では、本来請求書を出して修理代なりなんなりをもらってもおかしくないものについて、地域の子供たちのためにみたいなのでボランティア的な形でやっていたている。本来であれば業者さんがやるわけですから費用がかかる部分ですが、子供たちのためにみたいな形でやってきた方たちもたくさんいらっしゃるんだなというのを改めて聞いたりもするので、そこのところを、さっきも言った熟慮というのが大切なんだというのは改めて聞かせていただきましたけれど、熟慮だけではなかなか進まないこともあります。決断という言葉もありますので、そこのところは少し早い時期に決断をしていただけるとありがたいかなと、ちょっとこれは意見です。

○ 森 康哲委員

関連で。いろいろ私が以前に質問したことを詳しく言っていたいてありがとうございます。私が地域性ということの特に申し上げたのは、工事業者が、地元の業者であればやらないことをしていくと。遠いところから工事に来ている方が荒っぽいことをしていくと。例えばガードマンを立てずに通行どめにしたり、また、工事期間を地域の人に知らせなかったり、そういうことを平気でやる業者が横行していると。それを防止するために、やはり地元業者ならそういうことはしないだろうという前提で地域性ということを考えたらどうか。重要視したらどうかなという提案をさせていただきます。

これにはやはり工事の評価というのが大変重要になってきて、どういう工事をしたかを次の入札に反映させる評価はどうしていくのかがすごく重要だと思っているんです。以前

に優良表彰で死亡事故を発生させた業者さんが表彰されておるケースがありました。そのときにも指摘しましたが、表彰に1年以内という条件がついておるんですね。1年1カ月前に死亡事故を起こした業者は表彰される対象になるわけですね。1年で線引きをするのがいいのかどうか、そのときにも指摘させていただきましたけれども、やはり誰が考えてもおかしいだろうと。これを入札制度の評価にも反映させていくべきだと思うんですよ。

業者さんの判定に際しても技術者の年齢は今は考慮されていないということですが、20代の1級建築業者というのはまれだと思うんですけれども、30代、40代を育てているというのはやっぱり評価するべきだと思います。何も50代、60代の人が悪いというわけじゃないんです。ただ、業者さんの技術者育成というところはきちっと評価をしてあげないと、その会社の体力にも関係することなのでね。

それと、ダンプカーやショベルカーやそういうものを、レンタルじゃなくてきちっと備えているか、災害時にもすぐ活用できるのかどうかとか、そういうところまで評価もするべきだと思うんです。きちっと業者さんを評価してあげて点数にするべきだと思うので、かなり細分化すると時間もかかるでしょうけれども、そういうところまで来ているんじゃないかと思うので、また業者さんとの話し合いの中でも入れて考えていっていただきたいと思います。要望です。

○ 竹野兼主委員

例えばメンテナンスという考え方は入っているんですかね。要するに、今後アセットマネジメントという形の中で、例えば今言われているような遠いところの業者さんが工事したところで補修が必要になった場合、遠くの人に来てくださいといってもなかなか来ませんよね。そういうメンテナンス的な部分の視点というのは、今後の部分も含めてあるのかないのかだけ教えてください。

○ 森調達契約課長

ちょっとピントがずれているかもしれませんが、工事の場合、その工事に瑕疵があれば、その施工業者さんにメンテナンスといいますか、その後の補修というのを課していきます。そういう瑕疵がない場合についてはもう新たな別工事という考えでおります。

○ 竹野兼主委員

メンテナンスという考え方、今、要するに物をつくったり、それから運営していこうとすると、昔は電気屋さんを買ったところから無料で来てもらったけれど、今は出張料という形で費用がかかる。そういう部分のところで、将来その事業を行っていくに当たっては、長い目で見ていくと、そのメンテナンスという部分は今後大きな評価の対象になるのではないかなというふうに私自身はちょっと思うところがあるので、もしそういうものがどこかであるのであれば、一度また研究もしていただけたらと思いますので、これも意見でお願いしたいと思います。

○ 毛利彰男委員長

ここで休憩に入ります。再開は午前11時20分をお願いします。

11:05 休憩

11:20 再開

○ 毛利彰男委員長

時間になりましたので、総務常任委員会を再開させていただきます。

○ 伊藤嗣也副委員長

まずは資料を準備していただきましてありがとうございます。また、さまざまな委員の皆様からご意見が出て、例えば石川勝彦委員からの技術力についての質問に対しまして、理事者のほうから配分を膨らませる改善のため会議をスタートしているということも伺いまして、ある意味すごく評価したいと、今後に期待をしたいと思っております。

この資料でちょっと確認をしたいんですが、5ページでございます。朝日町ポンプ場機械設備工事の部分のみ見せていただきましたが、その参加業者の中で入札辞退された業者、扶桑建設工業株式会社はメーカーの代理店だと私は記憶しておるんです。これ、何も書いてもらっていないのですが。それから、吉田工機株式会社についてはプラントメーカーですが、ゲートメーカーということだというふうに認識はしておりますので、朝日町ポンプ場機械設備工事につきましては落札業者のみがメーカーでも代理店でもないということに

なるのではなかろうかというふうに確認したんですが、それでよろしいですか。

○ 森調達契約課長

申しわけございません。扶桑建設工業さん等の情報を把握しておりませんでしたのであれですが、把握し切れていないものですから、そういうふうなんだろうとは思いますが、確認はとれていません。

○ 伊藤嗣也副委員長

私の記憶でございますので、また一度、ご確認くださいませ。

それで、この入札制度につきましてはいろいろご議論いただいておりますが、地方公営企業、つまり上下水道局もこの入札制度に当てはまるということで、当委員会のほうに資料が出されて議論がされておるといふふうに理解しております。

その中で本日説明がありました、入札制度の透明性、公平性、競争性、この三つが大切だと。それがきちっと担保されないかんといふふうに理解したわけです。それは私も同感でございますが、この4ページの例で挙がっておる件につきまして、どの部分が透明性、どの部分が公平性、どの部分が競争性なのか、お示しいただけませんか。

○ 森調達契約課長

全て透明性、公平性、競争性を担保するということは理念としてやっておりますので、総合的にとしか申し上げようがないんですが、その中で、いわゆる施工実績なんかを求めるときに施工の担保だけはやっていくという形です。

○ 伊藤嗣也副委員長

答えにくい質問やったかもしれませんが、このように、点数を項目ごとに分けられたわけです。この根拠がやっぱり今の3点だと。透明性、公平性、競争性を担保するためにこのような評価をするわけですよ。そういう認識はあると思います。

その中で私が申し上げたいのは、例えば入札価格の評価が、価格評価が小数点以下5桁で、技術評価点の部分は小数点以下2桁と言うんですか、一桁なのか二桁なのかちょっと定かではないんですが、これはなぜこのようになっているのか。

また、この企業要件の中に工事成績、それから、優良工事表彰の有無、これは竹野委員

から質問がありましたが、これはなぜ市内にこだわるのか。私の考え方は、一般的な土木とか建築というものはたくさんの業者が市内におられますが、機械設備、ポンプのような市民の生命、財産を守るために直結するような機械設備についての業者は少のうございます。特定といったら本当に限られるわけですね。その中で先ほどの3点を担保しておるのがこの表だと思いますが、なぜ市内に限るのか。地域要件というのは既に設けられているわけですね。本店所在地並びに施工実績の有無というところで地域要件があるにもかかわらず、企業要件のところでも市内にこだわる。これでは、県とか他の地方公共団体の実績というものが全く評価されないわけですね。何が言いたいかと申しますと、私は入札というものは価格と技術力、これが一番評価されるべきではないのかというふうに思います。その中で地域要件を入れることによって地元業者が参加しやすく、落札できる環境を整えるというのはよく理解した上で伺っておるわけです。

そこでお聞きしたいんですが、今回は上下水道局の案件でございますが、当然、本市の入札制度という点では地方公営企業も入っておるという理解を示しています。入札参加資格審査会というものが上下水道局でありますよね。そこには、調達契約課は参加されておるんですか。

○ 森調達契約課長

参加しておりません。本庁側の職員は検査監だけが参加をしております。

○ 伊藤嗣也副委員長

今回示された資料は本庁の発注ではなく、上下水道局が発注したものについての資料が5ページに示されておるわけですね。総務常任委員会の入札制度についての資料に。しかし、実際の上下水道局が行っておる審査会には参加していないと。ということは、現状が把握できないですね。私はこの入札制度に地方公営企業も含まれるのであれば、やはり調達契約課が何らかの形でやはり、知っていないというのはどうなのかなというふうに思うんですが、その辺のお考えはいかがなもんなんでしょうか。

○ 森調達契約課長

上下水道局、いわゆる公営企業についての入札契約の権限というのは、それは各事業管理者にある中で、それぞれ事務分掌が分かれております。そうはいいながら、もともと下

水道部が本庁にあったこともあるんですが、上下水道局は上下水道局、本庁は本庁、市立病院は市立病院というような形で一から入札制度をつくり上げるということは効率性に欠けるものですから、その部分、基本的な入札制度とか発注条件の基本的な部分については本庁のものを各事業管理者が利用しておると。ただ、利用するというの中では、本庁の知恵の中で決めてしまうとまずい部分もあるものですから、入札制度を考えるときに上下水道局の職員も入りながら基本的な部分は決めます。その後、その基本ベースを使って各発注になる段階、いわゆる業者選定の段階になってからはそれぞれの審査会で議論をしながら、決定権は各専決権者にございますので、それぞれの組織でやっておるといような状況でございます。

○ 伊藤嗣也副委員長

わかりました。そのところもいい悪いではなく、やはり調達契約課として知っておいてもらう必要が私はあるのではないのかなと思いますので、一度ご検討いただきたいと思っています。

それでは、例えば今回10月に、特定建設業、機械器具設置工事業の市内業者さんが落札されたわけですがけれども、入札のときになぜ経審、経営事項審査結果通知書の総合評価値を市内業者さんにはなしで市外業者さんにありという形をとられたのかということも、上下水道局の審査会がしたこと、調達契約課はわからないという理解でよろしいですか。

○ 森調達契約課長

最終決定は上下水道局で決定をしておりますが、要はそのベースの部分、特定建設業の許可をつけることとありますとか、点数900点の問題というのはベースの部分で決めますので、それは私どものほうも決めた段階では関与をしております。

○ 伊藤嗣也副委員長

なぜ市内業者だけ、俗に言う経審が除かれておるのか。私は技術力の重要性を申し上げています。特に、このようなポンプ場、処理場というのは昨今のゲリラ豪雨、集中豪雨等、かなり世界中で起こっておるわけですね。その技術力の配点を膨らませる議論をしていただいておりますというのは評価しますが、そこで企業の財務状況を含めた経審というものが私はやっぱり大事になってくるのではないのかと思うんですが、その辺はご議論されるおつ

もりはございますか。

○ 森調達契約課長

まず、経審の点数が市外だけなぜついておるかというところに関しては、これは市内業者さんの入札参加機会を拡大していこう、市内業者さんの育成を入札制度の中で反映していこうという思いから、そういった差がついております。副委員長ご指摘のそういった経営事項審査の評価点、総合点を今後技術力の担保という意味で考えるべきではないかというところに関してはそのとおりだと思いますので、どういうところでそれを採用して、何点が妥当かというのは非常に難しいところではありますが、その辺は技術力を担保できるように施工実績とあわせて検討してまいりたいというふうに思います。

○ 伊藤嗣也副委員長

工事成績並びに優良工事表彰につきまして、これは企業要件ですが、企業の技術力をある意味とっておるわけですね。ですから、このところで市内に縛るという意味は私は特にはないのではないかと思います。企業要件は大事だと思いますが、項目が多過ぎるのではないのか。その中で、ましてや2点、2点の4点分が市内工事成績等に縛られておる、つまりここで点数が開いておるのではないのかというふうに私は理解いたしました。

最後に伺います。これ、今回10月15日に実施された日永浄化センターの第4系統ポンプ設備工事その2については全く入札条件が変わっておるわけですね。10月になった途端にころっと変わっておるのはなぜですか。

○ 森調達契約課長

こういった下水道のポンプの場合には、通常上下水道局で発注するんですが、上下水道局で発注する場合は、例えば10月でも今後でも条件は変わりません。日永浄化センターの場合につきましても10月発注ですが、こちらについては発注の前段でこの入札契約事務を地方共同法人日本下水道事業団に委託をしようという決定をしまして、その事務を委託しておりますので、その後の発注条件につきましては下水道事業団の入札に伴う発注基準に基づいてやられておりますので、その差異が出ております。

○ 伊藤嗣也副委員長

わかりました。委託した場合は除外されるわけですね。ということで理解して私の質問を終わります。ありがとうございました。

○ 森 康哲委員

関連で。4ページの株式会社石垣名古屋支店と株式会社上田新工業さんを比べると、さっき伊藤嗣也副委員長が言われた、技術力の評価が倍以上違うんですね、これ。10点満点で9.2点と4.2点と。それで、4.2点のほうが落札されているんですね。片や、企業要件、地域要件で上田新工業さんのほうがすぐれていると。金額で言うと石垣さんのほうがすぐれていると。これ、ちょっと総合評価という中で点数化しているんですけども、不自然じゃないんですかね。この数字だけ見てみると。技術力で高い評価が出ているところと、片や5社中、下から2番目ですよね。施工上の課題に関する工夫というところが。こんな低い点数のところ落札しているというのは少し不自然な感じがするんですけども、その辺、どういうふうな考え方なんですか。

○ 森調達契約課長

冒頭からいろいろと議論ございますように、こういった地域要件、企業要件、そして技術者要件というものは固定されたその企業が持った、その時点で持つておる固定された点数です。技術力というのはその工事に対していかに工夫した提案ができるか、ヒアリングを受けることができるという、流動性がある部分でして、結果としてこういう逆転現象といいますか、こういう形が生まれるのは今の点数の制度としてはやむを得ない形だと思います。ただ、そういうことを踏まえて、先ほど来、出ておりますように技術力にもう少しポイントを置いたような形の配点バランスの工夫というのを今後していかなければならないというふうに認識をしておるところです。

○ 森 康哲委員

それにしても、技術力で倍以上の点数の開きがあるわけですよ。幾ら地元業者で優良工事表彰があつて、本店があつてやるにしても、これだけの点数の開きがある業者さんの評価が点数化されたときに、副委員長が言われたような地元だからというのは少し強く反映し過ぎているんじゃないか。その辺、どうですか。

○ 石田検査監

森委員おっしゃるように、確かに技術力の施工上の課題に関する工夫というところで半分以下になっております。繰り返しになりますけれども、今の評価点と30点の内訳でございますけれども、やはり出す側とすれば、いい業者さんにとっていただきたいというのはもう当然持っております。その中でも、こういった地域要件であったり、企業要件であったり、技術者要件、技術力というようなところであるんですけれども、その中でもやはり地域の業者さんについてはなるべく雇用の機会もというところもございまして、そういった点数のウェイトがその部分に若干入っていると。

それと、企業要件につきましては、やはり過去の成績とかそういったところできちっと成績をおさめているということは、やはり実績の一つとしていろんな現場を過去にやってきていただいた中できちっとおさめていただいて、それなりの点数をとってきていただいている業者さんだということも、そういったところでも評価をさせていただいていると。ただ、今、技術力の工夫に関して、少し2番目の上田新工業さんはそういったところで配点が5社中、下から2番目の提案しかできなかったというようなところで逆転といいますかあるんですけれども、森課長も申し上げたように、こういった30点の内訳の中で、今後、私どもが何をやはり狙っていくのかなど。業者さんを選定するのにどこにウェイトを置いていくのかなというところについては、昨年からことしにかけても技術力の評価の部分、点数の配点を多くしました。

その中でこういったことが起こっていますもので、協会の中からもやはりそういったところで固定の企業要件とかそういった部分のところを、それで企業が固定してしまうと、幾らいい提案をしてもなかなか逆転ができないと。それであれば参加する企業としてモチベーションが上がらんというような声も聞いておりますもので、先ほど言いましたように、この配点の中で技術力の部分をどこまでウェイトを大きくしていけるのかなというのが、今後、私ども、共通の認識の中で配点の部分も今後また考えていかなければならないかなと。こういったところの事例が検証されたこともありますもので、そういった部分も含めて検討材料の一つと捉えております。

○ 森 康哲委員

やはり今言われた、そろばんをはじいて、技術提案を一生懸命して、工夫してきた業者さんの評価、これを競争力を担保させるのは大事なことなんです。地元だからといって

あぐらをかくんじゃなくて、やはり技術力も磨いてもらわないと。業者を育てるためにも、やはり評価する側がきちっとその辺のところを見るということを、今後課題として検討していただきたいと思います。

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。委員の皆様方より貴重な意見、課題をたくさんいただきました。休会中の調査としての入札制度の勉強をこれで終えたいと思います。

調査報告書の作成が必要になりますが、これにつきましては正副委員長のほうで取りまとめさせていただきたいと思いますので、ご承認いただきたいと思います。よろしく願います。

どうもご苦労さまでした。

11 : 43 閉議